



第14号様式（第12条関係）

匝瑳市環指令第87号の8
令和7年3月13日

株式会社 新栄産業
代表取締役 押尾 茂 様

匝瑳市長 宮内 康幸



一般廃棄物処理業許可証

令和7年2月19日付けで申請があった一般廃棄物(収集運搬業)については、匝瑳市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 許可番号 匝瑳市 第10号
- 2 許可期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 営業の区域 匝瑳市内（荷下ろしのみ。搬入先は株式会社エコフードに限る。）
- 4 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物
- 5 業務内容 一般廃棄物収集運搬業
- 6 許可条件
 - (1) 一般廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車（以下「運搬車」という。）に原則として1台につき2人以上の乗務員を配置すること。
 - (2) 運搬車を一般廃棄物の収集運搬の用途に供するほか、他の用途に供してはならないこと。
 - (3) 市長の指示に従い運搬車の標識及び標示を掲示すること。
 - (4) 運搬車は、常に整備及び点検をし、良好で清潔な状態を保つように努めること。
 - (5) 許可を受けた業務を他人に委託又は代行させてはならないこと。
 - (6) 収集した一般廃棄物は、市長が指定した場所に搬入し、1か月ごとに一般廃棄物収集運搬実績表（第11号様式）を提出し、併せて振込領収書の写しを添付すること。
 - (7) 積替・保管を行わなければならない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号へから又までに定めるところにより行わなければならない。
 - (8) その他業務の遂行に当たっては、市長の指示に従うこと。



第10号様式（第9条関係）

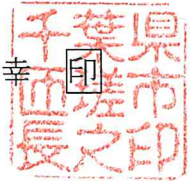
匝瑳市環指令第87号の8

令和7年3月13日

株式会社 新栄産業

代表取締役 押尾 茂 様

匝瑳市長 宮内 康幸



一般廃棄物処理業許可（不許可）通知書

令和7年2月19日付けで申請のあった一般廃棄物（収集運搬業）について、匝瑳市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条第6項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 許可

(1) 許可期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 許可区域 匝瑳市内

（荷下ろしのみ。搬入先は株式会社エコフードに限る。）

~~2 不許可~~

不許可の理由

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。